

果樹共済

半相殺減収総合方式

備えあれば憂い梨!



栃木県農業共済組合

安心のために果樹共済

加入は

なしを類ごとに5アール以上栽培している方が加入できます。

★類は次のとおりです。

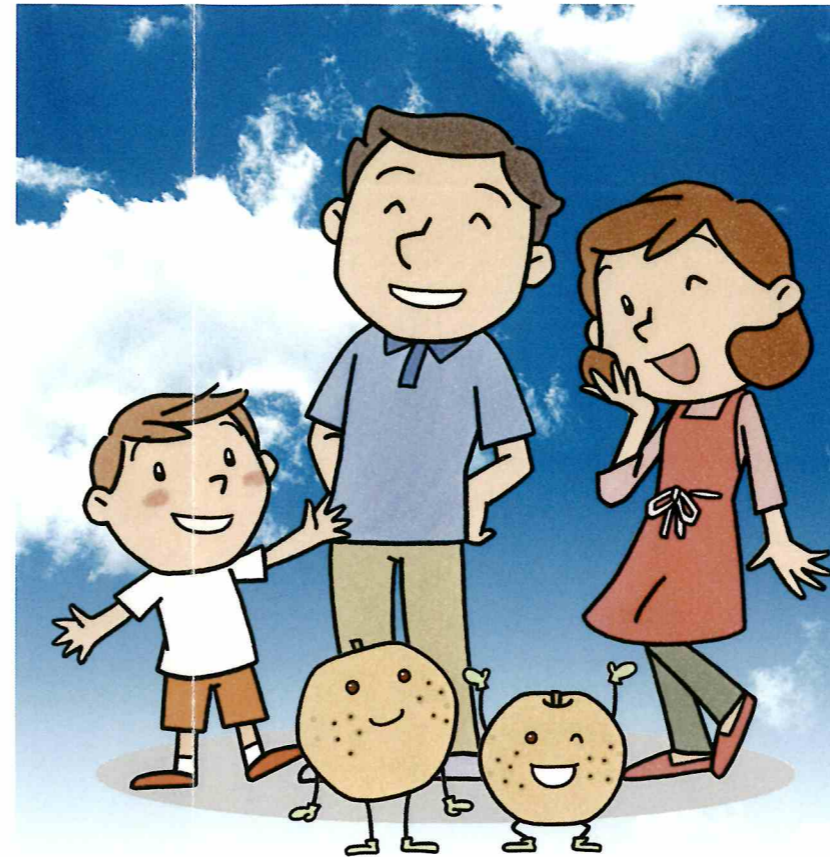
1類	おりひめ 幸水 筑水
2類	豊水 あきづき 南水
3類	にっこり 新高 かおり きらり

※栽培されている園地は全てご加入いただきます。

対象となる災害は

全ての気象災害（地震・噴火を含む）病虫害、鳥獣害、火災。

※通常すべき管理や損害防止を怠ったことによって生じた損害は対象となりません。



掛金は

$$\text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

農家ごとに過去の被害状況に応じた危険段階別共済掛金率を設定します。国が5割を負担しますので、農家の負担は半分です。

掛金率の割引があります

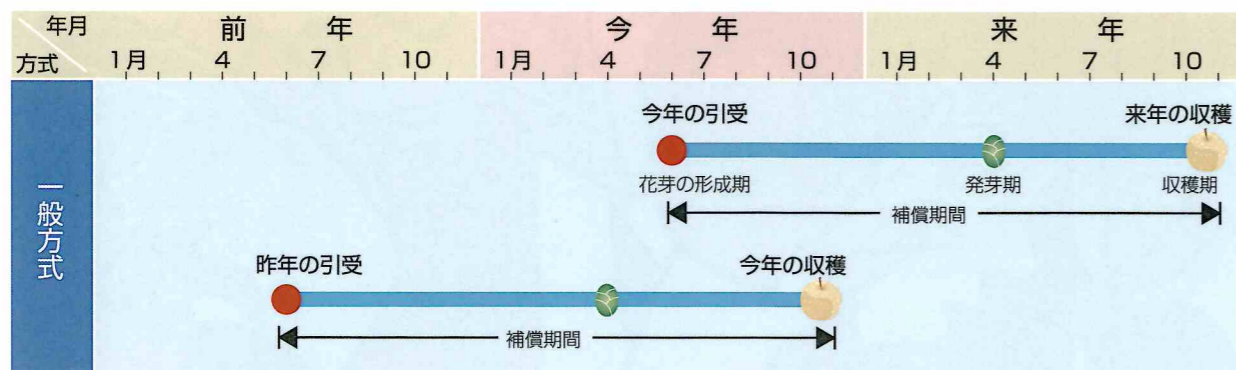
防災施設	割引率
多目的ネット	50%
防ひょうネット	30%
防鳥ネット	5%
防風ネット	5%
雨よけ施設	—
防霜ファン	5%
防蛾灯	5%

掛金以外に事務費賦課金が加算されます。

補償期間は

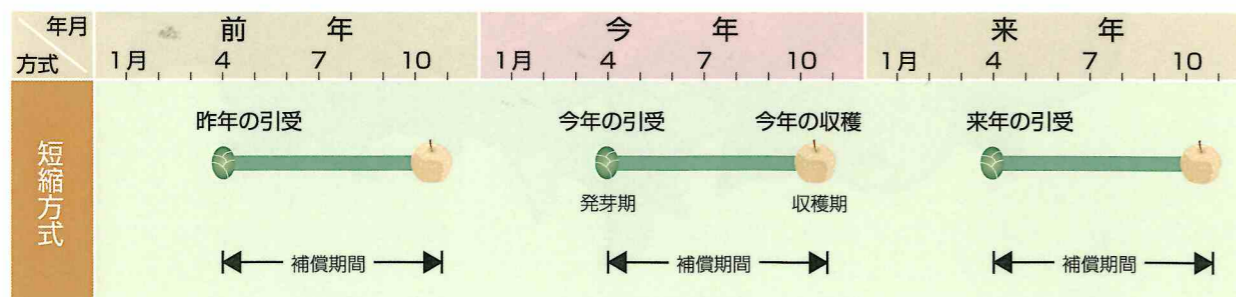
減収総合一般方式の場合

加入した年の花芽の形成期から、その花芽による翌年の果実を収穫するまでの期間です。



減収総合短縮方式の場合

発芽期からその年の果実を収穫するまでの期間です。



共済金額（補償額）は

$$\text{共済金額} = \text{標準収穫金額} \times 40\% \sim \text{補償限度割合}$$

※補償限度割合は70%、60%、50%から選択できます。

$$\text{標準収穫金額} = \text{標準収穫量} \times \text{果実の単価}$$

※果実の単価は年産ごとに告示されます。

被害を受けたときは

被害が類ごとに3割(4割、5割)を超えると共済金の支払対象となりますので、該当すると思われるときは組合に被害申告してください。また、被害申告の際に見込収穫量(収量果と調整果)を申告していただくことになりましたので、ご協力をお願いします。(詳しくは、被害申告の際にご説明させていただきます。)

共済金の支払は

$$\text{支払共済金} = \text{共済金額} \times \text{支払割合}$$

※支払割合は、損害割合によって定められています。

